



水田農業経営体の対策の

目標と課題 ② ~担い手 対策について~

担い手の発達形態として、家庭経営→集落営農→生産者集団→地主集団→JA直営→農業公社が考えられますが、新対策では、農地や農作業を委託する土地持ち非農家・自給的農家・販売農家を発展段階にある「農家」と位置づけ、政策的支援が本格的な「経営体」の育成に政策の力点が傾斜している点があります。しかし、これらを発展的形態として一方的に位置づけることなく、食糧生産・農地保全・地域社会の維持などでそれぞれ独自の存在意義を認め、「多様な担い手」としても重要であるといえます。

今日の担い手をめぐる最も困難な問題は、農家の後継者の職業選択の自主性がほぼ確立された結果、農業経営の規模が大きく、経営が安定していることは農業後継者を確保をするうえでの必要条件であっても、一方で完全な条件ではなくなり、農業後継者候補であっても、農業以外に従事する場合があるということです。

逆説的にいえば、構造政策を通じて大規模経営を育成しても、自動的に農業後継者が育成されるとはいえない時代に突入したといえます。したがって、農業に最も近いところにいる専業農家や兼業農家の後継者の中から地域農業の担い手を育成することは当然としても、これだけでは不十分といえます。そこで、①他作目専業経営から土地利用型農業専業経営への転換、②女性や高齢者等の積極的位置づけ・組織化、③他産業就業者や非農家からの新規参入促進、④定年帰農者の育成・組織化など、地域農業の「多様な担い手」を育成する施策が不可欠といえます。

以上のような「多様な担い手」については、地域ごとに家族経営や集落機能の強靭さ・弱体化の程度に応じた中核的な担い手が要請されるとともに、長期的な土地改良・ほ場整備の予定をも含む地域の土地利用計画の策定と農地管理主体の育成を条件とし、従来の担い手や地域の枠にとらわれることなく、広く住民各層に「農業」への参加が要請されるものであるといえます。



講演会のお知らせ

「分からない事が一番恐ろしいことです。」昨年に続いて2回目の勉強会を農村地域生活アドバイザーが開催します。今年は、安全で美味しい食料を生産するための環境を考えようと、下記により講演会を計画しました。ご近所お説いあわせてお出ください。

とき 平成12年8月4日(金)
午後7時15分～9時30分
ところ 岩室村農村環境改善センター
「和室」
演題 「ダイオキシン・環境ホルモンを考える。～豊かな農村環境で安全で美味しい食料を生産するため～」
講師 新潟大学農学部農学博士
野中昌法氏

みそに続き豆腐づくりも大好評!

「我が家のみそ」に続いて、第2回大豆加工食品「手づくり豆腐」を先月1日に開催しました。家庭のミキサーで手軽に作れることもあり、大勢の申込みがありました。温度と固まり具合を目で確認し、水を切るコツなどアドバイザーの助言に真剣にうなずいたり、最後は出来上がった豆腐の味に感激していました。

介護保険News

介護保険施設に入所(入院)した場合、住民税非課税世帯の人は、入所(入院)時の食事代が所得に応じて減額されます。

通常、1日当たりの食事代は760円かかりますが、下の表のように所得に応じて500円または300円に減額されます。

施設入所者の食事代

一般被保険者(低所得者等以外)	1日	760円
世帯全員が住民税非課税等	1日	500円
・住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者等 ・生活保護受給者	1日	300円

高額介護サービス費

世帯の在宅サービスや施設サービスにかかる利用者負担の1か月の合計額が下表の金額を超えた場合は、超えた分について高額介護サービス費を支給し、負担を軽くします。

一般被保険者(低所得者等以外)	1か月	37,200円
世帯全員が住民税非課税等	1か月	24,600円
・住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者等 ・生活保護受給者	1か月	15,000円

○手続は、入所(入院)される前に、介護保険の保険証を持参の上、役場介護保険係へ申請して下さい。『標準負担額減額認定証』を交付します。

○住民税非課税世帯の方で、すでに食事代760円(1日当たり)で支払われた方は、差額をお支払いしますので、①領収書、②印かん、③介護保険の保険証、④通帳(郵便局以外)を持参の上、役場介護保険係まで申請して下さい。

※同一世帯に要介護認定をうけ、サービスを利用する者が複数いる場合、それぞれ同じ月の利用者負担を合算した金額が上の表の額を超えた場合、超えた分について高額介護サービス費を支給します。

※対象者には、役場から個人通知しますのでお早めに担当窓口まで手続きしてください。

平成12年11月「児童クラブ」開設に伴い子どもたちを育成する指導員を募集します。

募集人員

主任指導員… 1名(常勤)

指導員… 数名(交代勤務あるいは夏休みなど長期休暇時対応)

勤務内容… 村内小学校1～3年生クラブ児童の放課後など健全育成
応募資格

主任指導員… 小学校もしくは幼稚園教諭の免許、または保育士の資格を有し、3年以上の実務経験のある50歳以下の方で、愛情をもって子どもに接することのできる方。

指導員… 高校卒業程度以上、40歳以下の方で子どもと遊びを楽しめる方。

※村内在住者であること。性別は問いません。

勤務先… 児童クラブ施設予定(和納地内)

勤務期間… 10月20日(金)～平成13年3月31日(土)

勤務時間… 学校の平常期間は毎日放課後から午後6時30分まで
長期休業期間(夏休み等)は午前8時から午後6時30分まで

申込期限… 9月14日(木)履歴書及び資格のある方は資格証明書の写しを住民課まで持参ください。

選考方法… 書類選考と必要に応じて面接試験など。

※勤務時間や賃金などの詳細については住民課児童福祉係までお問い合わせください。(☎82-5712)

岩室村立図書館 臨時職員(パート)を募集します。

図書館では、図書館業務に従事する臨時職員(パート)を、次のとおり募集します。

内容… 貸出・返却等の窓口業務を含む図書館業務全般

募集人数… 2名
勤務時間… 火曜日～金曜日
午前9時～正午(1名)
午後2時～7時(1名)

申込締切… 8月18日(金)

その他… 村内にお住まいの図書館司書の有資格者またはコンピューター操作の可能な方

※臨時職員募集に関する詳しく述べは、図書館(☎82-4433)までお問い合わせください。

